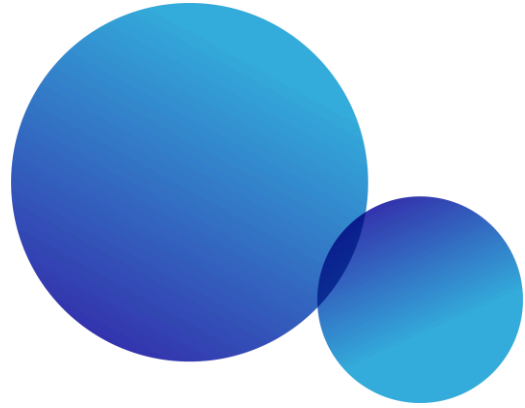


サービス分野における標準化活用

令和8年2月

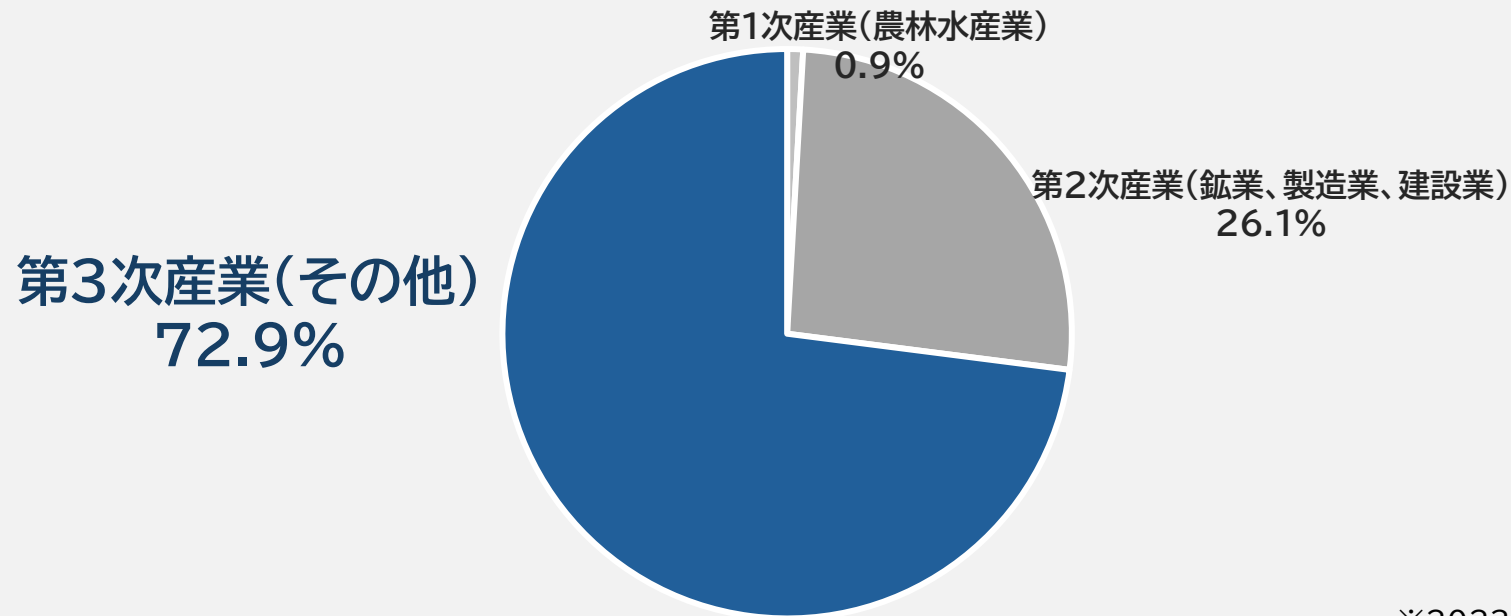
サービス標準化ワーキンググループ



1. 標準化のメリット

1 なぜ「サービス標準化」が必要か？

GDPの約70%を占めるサービス産業は、国際的に高品質との評価を得ており、その強みを活かした競争力強化と市場確立が期待されている。



※2023年 経済活動別GDPの構成比(名目)

サービス産業は**労働生産性が低い**、**小規模で多様な事業者が多い**、**業界団体の影響力や評価軸が乏しい**
品質に見合う価格設定が難しいといった課題を抱えている。

なぜ「サービス標準化」が必要か？

サービス産業の課題解決のための一つの方策として、
サービス標準化の戦略的な活用が有効

①評価方法が無いサービスの場合

消費者はコストで判断せざるを得ない。

低 ← 高
コスト

品質の評価軸を設けることで、コストに加え品質も競争軸に

高
品質
低
低 ← 高
コスト

②業界の統一基準が無いサービスの場合

競争領域ではない部分まで各社独自の取り組み。
生産性が低く、クレームが発生しやすい。

競争領域
共通領域
A社 B社 C社 D社 E社 F社

業界内で基準がすり合うことで、業界全体の生産性が向上

競争領域
共通領域
差別化要素が明確化
共通領域を標準化し生産性向上

2 サービスの標準化とは

- サービスの提供方法や品質を共通のルールや基準として定めること
- 誰が提供しても、一定水準以上の品質や安全性を確保できる仕組み



標準化に関する誤解と実際



×	標準化するとサービスが均一化して差別化できなくなる 標準化するとサービスが画一化して魅力がなくなる	→	○	標準化は最低限の品質基準をそろえることであり、そこから上の価値(付加価値・独自性)で差別化がしやすくなり魅力は際立つ。
×	規格は大企業向けで、中小事業者には負担が大きい	→	○	標準化により教育・業務手順が明確化され、むしろ小規模事業者の効率化や信頼獲得につながる。
×	標準化によってコストが増加する	→	○	標準化によりムダが削減され、品質トラブルやクレーム対応コストも減るため、総合的にはコスト削減につながる。
×	標準化は人材獲得に結び付かない	→	○	標準化により労働環境や安全性が整備され、業界全体のイメージが向上。結果として優秀な人材を呼び込みやすくなる。

標準化は、事業者・業界団体・消費者にとって**三方よし**を実現

事業者のメリット



- 品質を訴求できる : 客観的な基準により差別化が可能
- 価格設定がしやすい : 品質に見合った適正価格を提示できる
- 業務の効率化 : 標準手順により教育・マニュアルが整備しやすい
- 市場参入の拡大 : 標準に対応することで新規取引や海外進出のチャンスも

品質の良さを訴求

消費者のメリット



- 選びやすい : 品質の見える化で安心して比較・選択できる
- 信頼できる : 一定水準以上のサービスを受けられる安心感
- トラブル防止 : 期待値と実際の差が小さくなり、クレームが減少

標準化

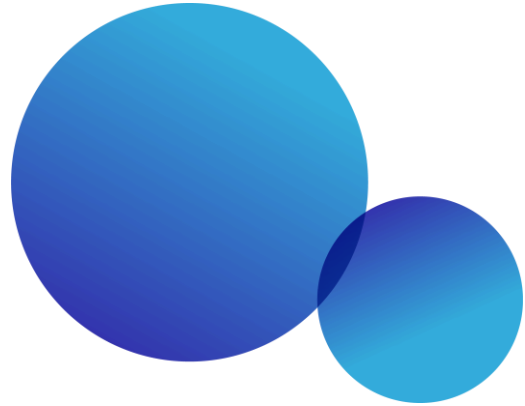
全体の品質の底上げ

業界団体のメリット



- 健全な競争 : コストだけでなく品質も競争軸になる
- 信頼性の向上 : 業界全体のイメージアップにつながる
- 持続可能性 : 効率化・人材活用により安定した成長が可能

信頼・安心



2. 標準化の活用方法

4 具体的なサービス規格の例

ISO 24801-1 レクリエショナルダイビングサービス—レクリエシ ョナルスキューバダイバの訓練のための要求事項

スキューバダイビングの人気上昇に伴い、安全性確保のため適切なトレーニング提供者の選択が重要となった。標準化により質の高い訓練と安全性の向上が図られ、業界全体の信頼性向上に貢献した。



事業者のメリット

- 信頼性の高いサービス提供により、顧客からの信用と競争力が向上

利用者のメリット

- 安全で質の高い訓練を安心して受けられる、信頼できる提供者を選びやすくなる

ISO 31101 ロボティクス—サービスロボットが提供するアプリ ケーションサービス—安全管理システム要求事項

サービス事業者がロボットによるサービスを提供する際に必要となる安全運用マネジメントの基本的な内容を示し、サービス事業者が実施すべき事項について規定している。



事業者のメリット

- ロボットサービスの安全性を高め、利用者の信頼を獲得

利用者のメリット

- 安全で安心・高品質なロボットサービスを利用できる

おもてなし規格認証 (おもてなし規格認証機構)

日本のサービス産業と地域経済を活性化するために創設された認証制度。すべてのサービス事業者が高品質なサービスを提供・維持・向上するための共通枠組みであり、ISO 23592(サービスエクセレンスの国際規格)に準拠している。

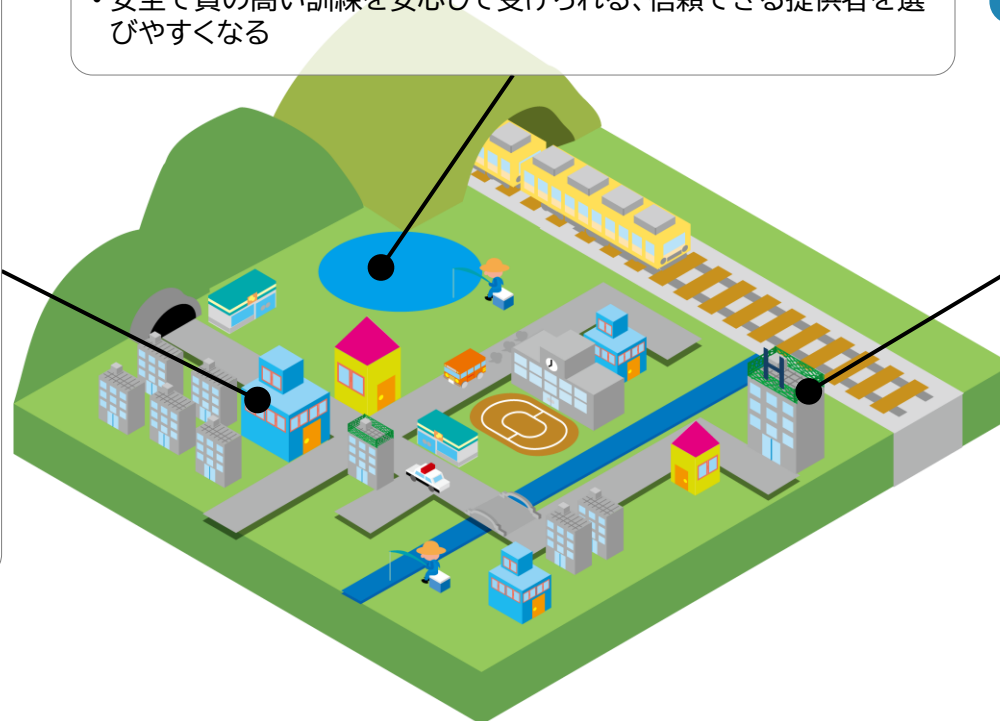


事業者のメリット

- 自社の取組を客観的に評価でき、ブランド価値が向上

利用者のメリット

- 高品質で信頼できるサービスを選びやすくなる



規格名称	ISO 31101 ロボティクス—サービスロボットが提供するアプリケーションサービス—安全管理システム要求事項
策定の背景・目的	<ul style="list-style-type: none"> 労働力不足の課題を解決するため、様々な産業においてサービスロボットを用いたサービスの導入が始まりつつある。 サービスロボットは人がいる場所や人に対するサービスで使われるため、人に危害を加えることのないよう安全性の確保が重要。サービスロボットに対する利用者の信頼を得て、サービスの普及を促進する。
標準化の概要	<ul style="list-style-type: none"> ISO 31101(サービスロボットの安全な運用)は、JIS Y 1001 を基に日本が主導して国際標準化を進め、2023 年に発行された。 サービス事業者がロボットによるサービスを提供する際に必要となる安全運用マネジメントの基本的な内容を示し、サービス事業者が実施すべき事項について規定している。

標準化のメリット

事業者のメリット

- ① サービス事業者が標準を活用することで提供するロボットサービスの安全性を高め、サービスを受ける利用者の信頼を獲得していくことに繋がる。
- ② 今後普及が期待されるリスクレベルが高いサービスロボットにおいても、重大事故を未然に防ぐことで、飲食店や物流倉庫他におけるサービスロボットの利用が拡大、ロボットによるサービスの市場創出・発展に貢献する。
例： レストランでの配膳、物流倉庫内での商品棚の移動、駅や空港などでの床清掃や警備・案内、介護施設や医療施設などでの介護や物品の配送

利用者のメリット

- ① 安全で安心・高品質なロボットサービスを利用できる。
- ② 様々な場所で安全で安心なサービスロボットが普及し、利便性が高まる。



規格名称	ISO 24801-1 レクリエーションダイビングサービス—レクリエーションスキューバダイバの訓練のための要求事項
策定の背景・目的	<ul style="list-style-type: none"> レクリエーションとしてのスキューバダイビングの人気の高まってきた。水中に潜ることで命に関わる問題が起きる可能性があるため、消費者は適切なトレーニングサービス提供者を選択する必要があった。 そのため、レクリエーションダイビングサービスの安全性向上を目的に策定された。
標準化の概要	<ul style="list-style-type: none"> 2004年に発行された欧州規格 EN 14153-1 は、レクリエーション・ダイバーとインストラクターの訓練における品質・安全要求を定め、2007年に ISO 24801-1 として国際規格化され、2014年に改訂された。 ISO 24801-1:2014 は、監視下のダイバーを超えるスキューバダイバー資格取得に必要な技能・知識・評価基準を規定している。

標準化のメリット



事業者のメリット

- ① 世界中のダイビングトレーニングサービスの連盟や事業者によって採用、活用されているおり、ISO 24801の要求事項を満たした講習修了者にライセンスカードの発行が行われている。
- ② 質の高いトレーニングが要求されるダイビングにおいて、安全性と品質を向上させることで、業界の信頼性を向上させることに貢献した。

利用者のメリット

- ① 安全で質の高いダイビング訓練を安心して受けられる。
- ② 信頼できるサービス提供者を選びやすくなる。

規格名称	ISO 21401 観光及び関連サービス－宿泊施設の持続可能性マネジメントシステム－要求事項
策定の背景・目的	<ul style="list-style-type: none"> ・ 宿泊施設は観光活動の中心的存在であり、環境への影響改善や地域社会との交流促進、地域経済への貢献に大きな可能性を持つ。しかし、世界各地で旅行業者や商業団体による持続可能な観光プログラムが多数提唱されてきたものの、宿泊施設に特化した公平で国際的に統一された基準はこれまで存在しなかった。 ・ あらゆるタイプの観光宿泊施設に対し、持続可能な管理を改善するためのツールとして役立てることを目的に策定された。
標準化の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・ 観光宿泊施設に持続可能性管理システムを実装するための環境的、社会的、経済的要件を規定。 ・ 人権、顧客と従業員の安全衛生、環境保護、水・エネルギー消費量・廃棄物削減、地域経済の発展といった、広範な内容が含まれている。

標準化のメリット

事業者のメリット

- ① サステナビリティ面で観光宿泊施設に対する利用者からの信頼性が高まり、アピールすることができる。
- ② 自然環境や地域社会に対して活動が与える悪影響を最小化し、それらに対する貢献を最大化するための組織的な取組を促進することができる。
- ③ 地域コミュニティとの関係を向上させることができる。
- ④ サステナビリティに対する取組の姿勢を、国際的に認知された ISO 規格に基づいて対外的に示すことができ、ブランドイメージを高めることができる。

利用者のメリット

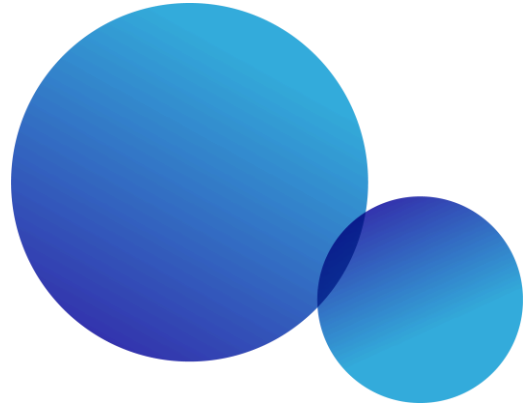
- ① 環境等に配慮した宿泊施設を選びやすくなる。
- ② 利用者自身も、宿泊を通じて地域社会や環境保全に貢献している意識が持てる。



5 標準化の活用の7類型

サービス分野における標準化の活用方法は、大きく以下の7類型に分類される。

分類	類型	内容	
品質の強みと標準化	A	品質の高さを可視化・評価軸に	提供するサービスの品質を適切に管理・評価するため、一定の基準を設ける
	B	SDGsやエシカル等、新たな評価軸を付加	環境・人権配慮といった、新たな価値軸での取組みを進めているサービスについて、その内容が正しく評価される
	C	新サービス市場創出	新たなサービスについて、標準の活用により信頼性を高め、市場の創出・発展を促進する
生産性の向上と標準化	D	オペレーション手順等の設定による省コスト化	サービス提供者向けのマニュアルや、ステークホルダーとの確認手順、扱うデータの互換性等を標準化することは、自社及び業界全体の生産性の向上に繋がる
消費者からの信頼と標準化	E	情報の非対称性を解消、消費者の選択を支援	無形のため、顧客が良し悪しを判断しにくく、提供者との間でも認識のずれが生じやすいサービスについて、標準化によるサービス品質・内容の明確化が有効
	F	安心・安全の担保	安心・安全の面から一定の品質が求められるサービスや、公益性が高い基盤的なサービスは基準の設定が有効
多様なプレイヤーの標準化	G	業界の方向性統一	参入障壁が低く、新規参入者が多くいることから、業界全体をカバーすることが難しいサービスについて、標準化により業界の方向性のすり合わせを促進



3. 標準化のポイント

6 標準化（規格づくり）の流れ

Step 1



課題・ニーズに合った 目的設定

- 業界の現状を分析したうえで、「標準活用の7類型」等を参考にしながら、標準化の目的を明確にする。
- 市場の成熟度に応じて、標準化の目的を検討する。

Step 2



関係者間での 意識共有

- 事業者・団体・消費者・行政などの関係者全体で目的の妥当性を確認し、規格活用への意識を共有。
- 規格の内容だけでなく、関係者の意向を反映した策定プロセス自体が重要。
- 特に顧客・需要家の参加は、規格活用や認証取得の促進、さらにはサービス発展への共創に不可欠。

Step 3



標準化対象の 特定

- 標準化の対象(サービス内容・品質、評価方法、用語、必要スキルなど)を特定する。
- step1で明確化した標準化の目的を踏まえ、市場や業界の現状・成熟度に適した形で行う必要がある。

Step 4



規格内容・要求レベルの 設定

- 具体的な規格内容(要求事項・推奨事項など)を設定する。
- たとえば業界全体で最低限守るべき基準を規格化し信頼性を確保したうえで、品質向上や差別化を目指す上位規格を追加的に策定する等の段階的な標準化も有効。

Step 5



適合性評価の在り方の 検討

- 目的に応じて適切な適合性評価スキーム(第三者機関・業界団体など)を設計する。
- 認証のコストと品質のバランスが重要。実務的かつ活用しやすい仕組みにするためには、認証取得者・顧客・認証機関が協働して水準を検討することが望ましい。



サービス規格作成のための入門ガイド(マニュアル)の活用

- サービス規格作成の基本的な流れやポイント、注意事項などを分かりやすく説明した規格作成の実務者用のマニュアルを公開中。

サービス規格 作成のための 入門ガイド

令和8年3月
サービス標準化ワーキンググループ分科会

3 サービス規格の作成手順

3.1 サービス規格の作成手順

サービス規格の作成手順はおおまかに4つのステップに分かれます。



STEP 01 目的の明確化

サービス規格の作成・活用にあたっては、まず目的を明確にすることが重要です。前章の活用類型を参考に、現状の課題や標準化の目的、達成に必要なニーズを詳しく洗い出します。

標準化の課題選定では、先行志向が肝心です。サービスの品質については、まだ早いと判断した場合、品質に関わる指標や測定方法を優先し、標準化の課題とします。規格は、サービスの種類や内容、品質、調査・評価方法、能力など、単一もしくは複数要素の組み合わせで作成可能です。

一般に、JIS発行には約3年を要しますが、初年度には市場調査や顧客意見、競合分析を行い、規格の骨格を検討することが効果的です。

消費者へのアンケート調査の事例(開発中のエステティックに関する JIS 規格の例)

1. 実施目的
多くの消費者問題が報告されているエステティック産業において、業界全体の健全化とサービス品質の担保、適正な契約による公正・公平なサービス提供につなげるため、消費者がエステティックサロンを選択する際に重視する点や利用の期に生じた課題等を把握し、JIS 規格の開発の参考とする。

2. 実施方法
調査関連企業の web サイトにてアンケート調査を実施

3. 設問項目

全 18 問(利用実態、満足度、広告、勧誘、消費者対応、契約、エステ業界について)

4. 回答数
400(男女比:女性 66%、男性 34%)

※上記は消費者向けであるが、事業者向け調査も別途実施。

4 サービス規格の構造

ここでは、サービス規格の構造と、一般的な記載順序を示します。ただし、サービス分野によって異なる可能性があるため、目安として参考にしてください。

標準化の中核となる「専門的内容」については、5章 サービス規格の「専門的内容」(P.20~)で詳しい説明を行います。

表 1 サービス規格の構造と記載順序

サービス規格の構造	このガイドのページ番号	JIS Z 8301の巻末番号	JIS に対する場合
規格名称	P.19 (5.1)	11	必須
目次	—	—	選択 用語規格等、記載数が少ない場合、省略可
まえがき	P.20 (5.2)	12	必須
序文	P.20 (5.3)	13	必須 国際規格を基礎としない場合、なくてもよい
適用範囲	P.21 (5.4)	14	必須
引用規格	P.22 (5.5)	15	必須 【この規格には、引用規格がないと記載】
用語及び定義	P.22 (5.6)	16	必須 【この規格には、定義する用語がない場合、なくてもよいと記載】
記号及び略語	P.23 (5.7)	—	条件付き 規定する記号及び略語がない場合記載不要
専門的内容 ^(※表2)	P.23 (5.8)	—	必須
附属書	P.24 (5.9)	—	選択
参考文献	P.24 (5.10)	—	条件付き
索引	—	—	選択

備考: JIS Z 8301「表 2-規格の構成要素及び記載順序」を基に作成。

5.1 サービスの品質

サービス品質とは、サービスに本来備わる特性が、利用者の期待やニーズをどの程度満たしているかを示す指標であり、例えば 配送サービスでは配送の遅延率や荷物の紛失・破損率、コールセンターでは応答率や平均応答速度などによって評価される。

【記載する事項】

サービス品質を定量的・定性的に明示し、顧客が理解できる形で記載

【記載するときの要点及び考慮事項】

- 品質簡表を書くときは、測定指標+顧客満足度+プロセス品質の3つの観点を押さえることが望ましい。
- 測定可能な指標(例: 応答時間、エラー率、顧客満足度)を設定することが望ましい。
- 定性的な側面(例: 礼儀、誠実性)も明文化することが望ましい。
- 顧客にとって比較可能であることが望ましい。

【参考となる規格の例】

- 例1 ISO 13009(観光・ビーチ運営サービス): 4.8 パフォーマンス測定(サービス提供の品質レベルを測定するための指標システムを確立)、4.9 顧客満足度とフィードバックの収集(顧客満足度調査や苦情対応システムを通じて品質を評価・改善)
- 例2 ISO 17100(翻訳サービス)(JIS Y 17100): 5.3 翻訳プロセス(翻訳、校閲、レビュー)の各プロセスで、セマンティックな正確性や用語の一貫性など品質要件を詳細に規定)

5.2 サービスの等級

サービスの品質をレベル分けする。例えば、宿泊サービスで、ホテルの品質に応じて一つ星から五つ星にレベル分けして記載。

【記載する事項】

サービス品質をレベル分けし、等級体系を明示する。

【記載するときの要点及び考慮事項】

- 等級は顧客の選択に資するよう、差異を明確化することが望ましい。
- 等級間の基準差を客観的に説明可能にすることが望ましい。
- 不当な差別的区分にならないよう配慮することが望ましい。

【参考となる規格の例】

- 例1 ISO 20245(中古品の取引に関する規格): 7 状態の分類、7.1 状態の分類、8.1 技術的要求事項(中古品の状態を「A」「B」「C」「D」の4等級に分け、それぞれの分類要件を具体的に規定。)

規格発行後の普及活動は、標準の浸透・定着に不可欠
サービス提供者だけでなく、顧客・消費者側へのアプローチも重視

活動

取り組み例

01



サービス提供者等への普及活動

- 原案作成団体による広報: セミナー、講演、展示会出展、メディア発信
- 表彰制度による認知度向上・モチベーション喚起
- 規格・認証の活用支援やコンサルティング

02



顧客・消費者への普及活動

- 認証マークの積極的活用(認知機会の拡大) SNS
- 動画等を活用した分かりやすい情報発信

03



関連事業者・機関との連携

- 流通事業者、情報媒体、保険会社などと協働し普及を促進

04



国・自治体での活用促進

- 法令・ガイドラインでの参照
- 公共調達基準や補助金要件への採用

05



海外展開・国際標準化

- ISO/IEC化や国際フォーラム標準化を通じた海外普及

規格検討・策定段階



メリットづくり

- ・ 標準化による企業の利点の見える化
- ・ コスト・労力とのバランス



合意形成の推進

- ・ 事業者間の価値共創
- ・ 業界内コンセンサス形成支援



ニーズに合わせた規格

- ・ 実態に合った規格開発
- ・ 低コストで対応できる要求事項

規格発行段階



積極的な情報発信

- ・ 小規模事業者・消費者への周知
- ・ 海外展開時の文化・制度差の把握



認証メリットの明確化

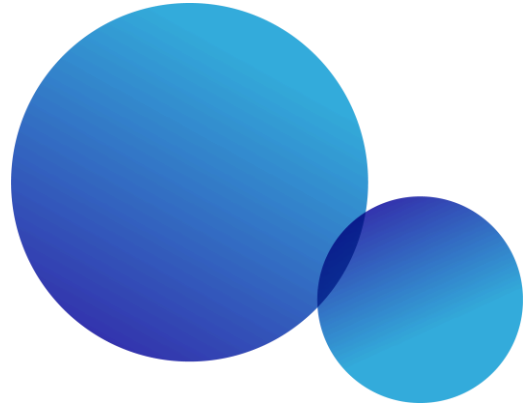
- ・ 取得効果の見える化、活用価値の訴求
- ・ 認証による業務への好影響の訴求



対応力強化

- ・ 中小事業者の人材・資金不足の解消
- ・ 持続性のある認証制度の検討

インセンティブの明確化、ニーズ起点の規格設計、情報発信・理解促進の強化が重要



4. 標準化の取り組み事例

9 パイロット案件の進捗状況

既存の業界認証をベースに要件事項を追加してのJIS化を目指した取り組み。
業界全体の信頼性向上と品質担保のほか、消費者との間で適正な契約により公正・公平なサービス提供を期待

エステティックサービス JIS開発の状況

特定非営利活動法人 日本エステティック機構

理事兼事務局長 高橋 博忠

1984年 法政大学法学部卒業
1994年 エステティック運営会社に就職
2008年 特定非営利活動法人 日本エステティック機構 事務局に入局
2012年 同機構 事務局長
2023年 行政書士資格取得 同機構理事兼事務局長



01 標準化に取り組む背景

- 余暇・健康市場は今後の成長が期待される一方で、消費者トラブルも多い分野です。そのため、適正な契約や技能を持つ事業者によるサービス提供など、信頼の確保が欠かせません。
- しかし、法的な参入規制や業界団体への加入義務がなく、団体加入率も低いのが現状です。さらに、特定商取引法の遵守が不十分な事業者も見られ、不当な契約によって業界全体の信用が損なわれるケースもあります。

02 標準化の目的

- 標準化によって、相談・苦情件数の多い不当な契約や取引に適切に対応するとともに、消費者に正しい情報を届けるための仕組みを整え、エステティック産業全体の信頼性を高めていきたいと考えています。
- さらに、適正なサービスを提供できる施術者を育成し、産業発展に貢献していくことも期待しています。

03 取り組みのポイント

- 規格発行後の活用を見据え、消費者がエステティックサロンを選択する時に活用する検索・予約サイトを運営する情報通信業界関係者を委員に招聘しました。
- 目的に合致する要求事項等を規定するため、顧客や事業者に対して、アンケート調査やヒアリング調査を実施しました。

04 標準化の中で直面した課題

- JIS化にあたっては、遵守すべき規則や関連文書(マニュアル、手引き類)が多く、対応の負担が大きい点が課題です。
- 小規模事業者の多い業界では、著作物となるJISの購入が進まず普及の妨げになる可能性もあります。
- また、原案作成委員の構成が分かりにくく、業界団体のカバー率が低い場合は、意見集約のための調査や原案開示範囲の不明確さも問題となっています。
- 利用者への周知に向けて告知方法を検討する必要があります。

今後のスケジュール

- 2026年2月頃にJIS原案提出予定。

9 パイロット案件の進捗状況

権利者等がコンテンツに関するブロックチェーン(トークン)を発行する際に、契約条件の記録方法・内容を統一・権利侵害の保護防止、消費者の詐欺販売からの保護、健全な市場育成に寄与することが期待される

ブロックチェーン ISO開発の状況

一般社団法人ジャパン・コンテンツ・ブロックチェーン・イニシアティブ

代表理事 伊藤 佑介

東京工業大学理学部情報科学卒業後、NTTデータを経て、2008年博報堂に入社。16年からメディア、コンテンツ領域のブロックチェーン活用の研究に取り組む。20年よりJCBIにて現職。



法務部会長 岡本 健太郎

弁護士・NY州弁護士。ロイター(日・英)などを経て、アート、エンタテインメント、ブロックチェーン・AI法務に従事。神戸大学客員教授、数社の社外役員のほか、20年よりJCBIにて現職。



01 標準化に取り組む背景

- ブロックチェーン技術を利用したデジタルコンテンツの取引市場が、グローバルで活発化したなど、NFTをはじめとするトークンを通じて作品やデータを流通させる事業が期待される一方で、トークンの所有者が実際に取得する権利や利用許諾の内容が不明確なケースが多いのが現状です。
- 権利内容が明示されている場合でも、ブロックチェーン上ではなく事業者のWebサイトなどに掲載されることが多く、トークンと権利情報の一体性が確保されていません。また、利用条件の表記や形式が事業者ごとに異なっていることも、トークンの流通促進を妨げる要因にもなっています。

02 標準化の目的

- 標準化によって、ブロックチェーン上で権利や利用許諾の内容を明確化し、コンテンツの保護と流通拡大を図ることで、権利者が安心して創作でき、消費者が安全に楽しめるNFTその他のコンテンツ市場を育成します。
- また、異なるプラットフォーム間での相互運用性の確立も目的としています。

03 取り組みのポイント




- 日本のコンテンツ業界各社へのヒアリング調査を通じて、事業者のニーズや標準化すべきデータ項目、メリット・デメリットを把握。草案を基にプロトタイプの内容取引システムを開発し、運用上の課題を抽出・分析して対応策を反映しました。
- さらに、国際会議で草案を事前に発表することで、委員会内での課題認識を醸成し、他国による先行も防ぐことにもつながりました。

04 標準化の中で直面した課題

- ISO規格策定には独自の規則や文化の理解が必要で負担が大きく、適切な研修や専門人材の現場支援が不可欠です。
- 特にITなど新分野ではデジュール標準の理解やメリットが得にくく、熱意ある人材の参加に依存している現状がある。今後、日本で成功事例を増やすには、制度や政策面での支援枠組みが必要です。

今後のスケジュール

- 2025年4月に開催されたベルギー総会において、NP提案を行い8月25日に正式に採択。2028年までの発行を目指す。

	文書名	活用時期	概要	URL	QRコード
01	サービス規格作成のための入門ガイド	検討段階～	サービス規格開発に初めて取り組む方を対象にした原案作成のためのマニュアル。JIS のサービス規格について概念・活用類型を示し、その作成手順を分かりやすくまとめている。	https://www.meti.go.jp/policy/economy/hyojun-kijun/serv_std/pdf/5.3_guide_rev_pro.pdf	
02	JIS 等原案作成マニュアル	検討段階～	原案作成団体が、JIS 原案を作成する際に遵守すべき留意点を各段階(検討前、体制、事前調査、原案作成、申出、フォローアップ)毎にまとめている。	https://webdesk.jso.or.jp/pdf/dev/md_6132.pdf	
03	JIS Z8301 規格票の様式及び作成方法	原案作成前～	日本産業規格(JIS)の規格票の構成や、規格の作成方法について規定する。利用者登録後、JISC ウェブサイトにて閲覧可。	https://www.jisc.go.jp/index.html	
04	JIS 原案作成のための手引	原案作成前～	JIS Z8301 を補足し、規格の作成方法の理解促進するもの。	https://webdesk.jso.or.jp/pdf/dev/md_6360_r.pdf	